

○放置自動車廃物判定委員会について

従来、自動車の処分時には、ユーザーが有価物として売却していたが、最終処分費の高騰や鉄価格の低下等により、処分時にユーザーが費用を支払う（逆有償化）状況になったことから、公共の場所などへの放置自動車が増加し、全国的に問題となっていた。

本市においても、平成 12 年当時、市有地への放置自動車が 273 台もあった。

このため、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定めた「高知市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を平成 13 年 7 月に施行し、同条例施行規則を平成 14 年 5 月に施行した。

条例第 15 条で委員会の設置を規定、規則第 12～16 条で委員会の組織等について規定している。

委員会は、放置自動車の所有者等が判明しなかった場合や、連絡がとれない場合について、廃物かどうかの判定をする旨規定（条例第 11 条第 1 項）されている。

また、委員会があらかじめ定める判断基準によって所管課で廃物判定が可能な場合は、委員会の判定を経ずに廃物認定が可能となっている（同条第 2 項）。

高知市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（抜粋）

（委員会の設置）

第 15 条 放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、高知市放置自動車廃物判定委員会（次項において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○放置自動車廃物判定委員会の開催状況等

- ・第 1 回及び第 2 回で「管理課による廃物判定基準」を策定。以降、多くは管理課で廃物判定されており、委員会による廃物判定は 3 件となっている。

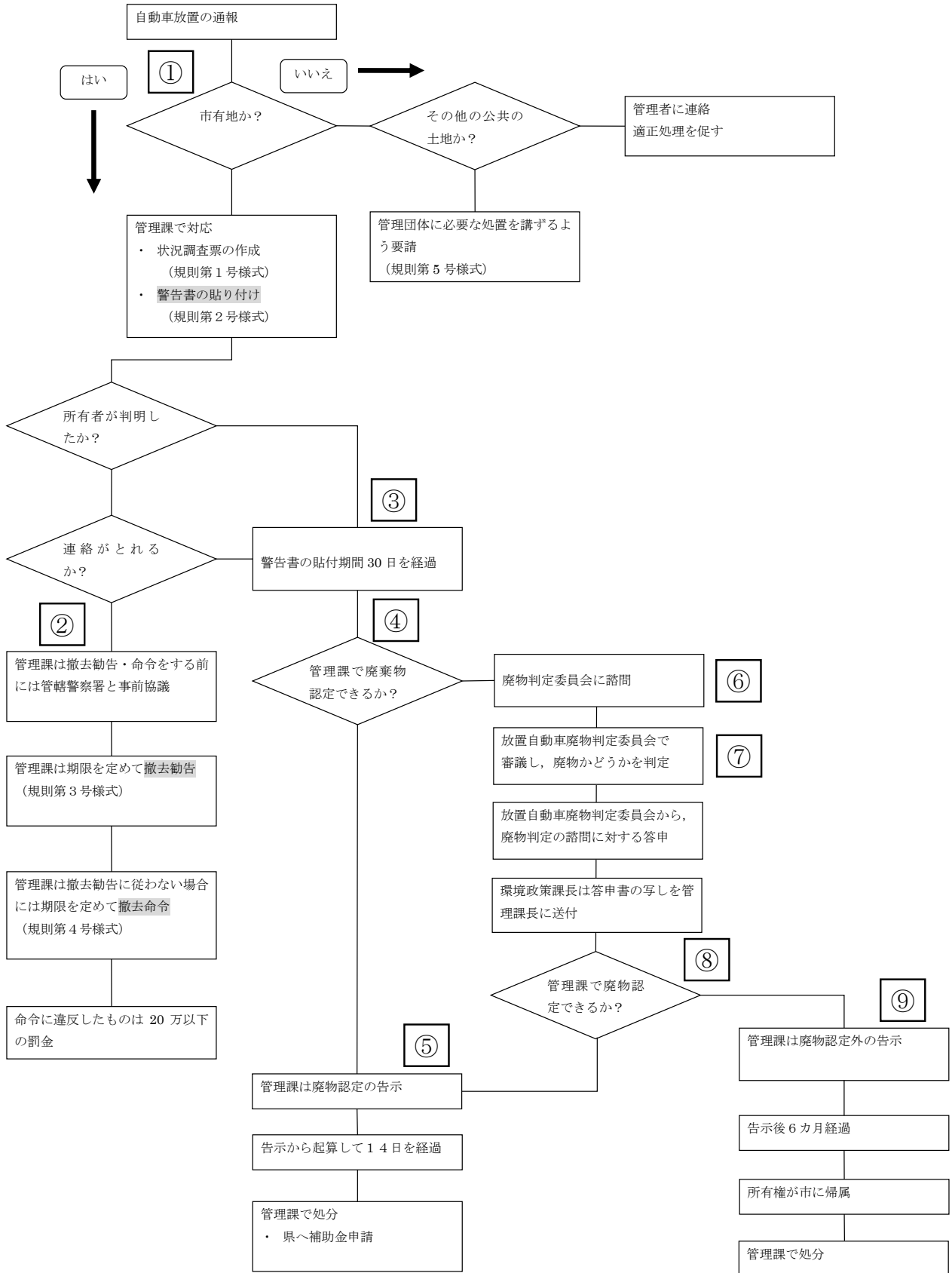
	開催日	主要議題	審議結果
第 1 回	平成 14 年 6 月	廃物判定基準の策定について	「管理課による廃物判定基準」を策定
第 2 回	平成 14 年 7 月		
第 3 回	平成 14 年 10 月	廃物判定について（諮問 2 件）	判定 1 件、保留 1 件
第 4 回	平成 16 年 11 月	廃物判定について（前回保留案件）	判定 1 件
第 5 回	平成 20 年 1 月	廃物判定について（諮問 1 件）	判定 1 件

○本市管理地における放置自動車の確認状況

- ・自動車リサイクル法の施行により放置自動車は減少。現在 6 台の放置自動車を確認しており、所管課で調査中。

（台数）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
確認数	4	2	2	6
所管課が撤去	1	0	0	0
所有者等により撤去	1	0	1	0
未処理数	2	2	1	6

放置自動車処理フローチャート



管理課の廃物判定基準

1	<p>所有者の特定を困難にしている場合</p> <p>① ナンバープレートが外されている。 ② 車台番号を削っている。</p>
2	<p>主要な機能が失われて本来の用に供することができない場合</p> <p>① エンジン ② タイヤ ③ ハンドル</p>
3	<p>付属機能が失われて本来のように供することができない場合（2つ以上）</p> <p>① シート ② ドア ③ 窓ガラス ④ ライト及びランプ ⑤ バック・ルームミラー ⑥ バンパー ⑦ 計器類 ⑧ その他（電気系統等）</p>
4	<p>現場状況から投棄されたものであると判断される場合（2つ以上）</p> <p>① 山中、林、藪などに捨ててあるとみなされる場合 ② 車内外にごみ散乱している場合 ③ 車検が切れている。（シール） ④ 車庫証明書を剥がしている。（シール）</p>

※ 上記4条件の内一つでも該当すれば廃物と認定できる。

※ ただし、3・4については2項目以上該当すること。